

事 務 連 絡
平成29年2月10日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、熊本地震や台風10号等の災害からの復旧・復興の加速化を図るためには、平成29年1月31日に成立した平成28年度第3次補正予算も含めた今後の公共工事の早期かつ円滑な執行が重要です。

国においては、今後の予算を執行するにあたり、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、早期かつ円滑な執行を図ることとしておりますが、各地方公共団体においても、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年10月14日付け総行第202号・国土入企第18号）において要請した内容に加え、公共工事の円滑な施工確保を図るよう、地方公共団体及び指定都市に対し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第24号
国土入企第22号
平成29年2月10日

各都道府県知事 殿
（財政担当課、市区町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議員 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議員 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、熊本地震や台風10号等の災害からの復旧・復興の加速化を図るためには、平成29年1月31日に成立した平成28年度第3次補正予算も含めた今後の公共工事の早期かつ円滑な執行が重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年10月14日付け総行行第202号・国土入企第18号）において要請した内容に加え、下記の措置を講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、要請しま

す。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 適正な価格による契約について

(1) 予定価格の適正な設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、平成29年3月1日に改訂する最新の労務単価を適用するなど、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

特に、公共建築工事については、土木工事と比較して、見積を必要とする工種が多く、その単価が直接工事費に占める割合が大きいことを踏まえ、見積徴収や単価設定に特に配慮し、市場における実勢価格が適切に反映されるよう努めること。

(2) ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。特に、人口や年間発注金額等に照らして一定程度の規模を有する団体においては、速やかに検討を行うこと。

(3) 設計変更等の適切な実施について

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、繰越制度を適切に活用しつつ、必要な変更契約を適切に締結すること。

2. 技術者・技能者等の効率的活用について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号・国土入企第34号）において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考に、適切に行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注に特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定等、必要な対策を機動的に講じること。

3. 施工時期等の平準化について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、債務負担行為の積極的な活用、適切な工期の設定、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

4. 総合評価落札方式の導入及び拡充について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）においては、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされていることを踏まえ、緊急性の高い災害復旧工事等を除き、総合評価落札方式の導入及び拡充に努めること。その際、技術的な工夫の余地が小さく一般的で小規模な工事においては、技術提案を求めない形式（特別簡易型）や、簡易な技術資料と入札書の提出を求めて落札候補者を絞った上で詳細な技術資料の追加提出を求める形式（簡易確認型）等を参考に、受発注者双方の負担軽減にも配慮すること。

なお、総合評価落札方式により落札者を決定する場合には、その性質上、最低制限価格制度が適用できないことに留意すること。

以上